

「こども性暴力防止法」が 2026 年 12 月 25 日から施行されます
～実習生についても性犯罪前科の確認が行われる場合があります～

令和 6 年 6 月、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(以下「こども性暴力防止法」という。)が成立し、令和 8 年 12 月 25 日に施行されます。

本法律は、学校、保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育等のサービスを提供する事業者に対し、児童等への性暴力を防止するために必要な措置を講じることを義務付けるものです。

法律の施行に伴い、学校等での実習や、児童等と関わる活動(インターンシップ、ボランティア活動、正課・課外活動など)に参加する学生の皆さんにも影響が生じる可能性があります。

【事業者求められる主な取組】

1. 日頃から、こどもを性暴力から守るための安全な環境づくりに取り組みます。
2. こどもと関わる業務に従事する者について、性犯罪前科の有無を確認します。
3. 性暴力につながるおそれがある場合には、こどもと接する業務を担当させない措置を講じます。

【学生の皆さんへの留意事項】

1. 実習計画において、実習生がこどもと一対一になることが予定されている場合や、実習期間が長期間に及ぶ場合など、実習生がこどもに対して支配性・継続性・閉鎖性を有する関係になる可能性があるとは判断された場合には、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、確認の必要性についての最終的な判断は、実習先となる事業者が行います。
2. 性犯罪前科の確認が必要と判断された場合には、実習生本人がこども家庭庁へ戸籍等を提出する必要があります。
3. 性犯罪前科が確認された場合、こどもと接する実習に参加することはできません。
4. 入学前または実習開始前に、性犯罪前科がないことを確認するための同意書・誓約書の提出を求められる場合があります。

5. 性犯罪前科がある場合、実習を行えないことにより、教員免許等の資格取得が困難となる可能性があります。

その他、制度の詳細については、こども家庭庁のホームページをご確認ください。

こども家庭庁ホームページ

「こども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)」

リンク:<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

教員免許の取得を希望されている方は、上記の内容を十分に理解した上で教職課程を履修してください。

お問合せ先

名古屋造形大学 事務部学務課

TEL:052-908-1630